

東京大学医学部附属病院放射線障害予防規程

(平成16年4月1日 制定)

改正 平成18年4月10日

改正 平成20年9月1日

改正 平成22年9月8日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「障害防止法」という。）、医療法、電離放射線障害防止規則及びその他の関連法令（以下「法令」という。）並びに「東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程」に基づき、東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における放射性物質及び放射線を発生する装置（以下「放射性物質等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本院の放射性物質等を取り扱う者及びその安全管理にかかわる者並びに放射線管理区域（以下「管理区域」という。）に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において「放射性物質」とは、障害防止法に規定する放射性同位元素、医療法に規定する診療用放射性同位元素及びそれらで汚染されたものをいう。

2 この規程において「放射線を発生する装置」とは、障害防止法に規定する放射線発生装置、医療法及び電離放射線障害防止規則に規定するエックス線装置をいう。

3 この規程において「放射線業務従事者」（以下「業務従事者」という。）とは、放射性物質及び放射線を発生する装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって病院長が業務従事者として許可した者を言う。

(他の規程との関連)

第4条 放射性物質等の取扱いにかかわる安全管理については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他の定めによる。

- (1) 東京大学教職員の安全衛生管理規程
- (2) 東京大学医学部附属病院労働安全衛生管理規程

(細則等の制定)

第5条 病院長は、障害防止法、医療法、電離放射線障害防止規則及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる運用基準等に従うものとする。

- (1) 東京大学医学部附属病院放射線安全委員会内規
- (2) 東京大学医学部附属病院診療放射線管理室内規
- (3) 東京大学医学部附属病院放射線部放射線管理部門内規
- (4) 東京大学医学部附属病院放射線業務従事者登録実施要領
- (5) 東京大学医学部附属病院における放射性物質等取扱基準

- (6) 東京大学医学部附属病院における放射線測定実施要領
- (7) 東京大学医学部附属病院放射線業務従事者個人モニタリング実施要領
- (8) 東京大学医学部附属病院放射線業務従事者の教育訓練実施要領
- (9) 東京大学医学部附属病院放射線業務従事者の健康管理に関する実施要領

(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者(以下「一時立入者」という。)は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 病院長は、放射線取扱主任者が障害防止法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 病院長は、第11条に定める放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 本院における放射性物質等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線取扱主任者)

第8条 病院長は、放射線障害発生の防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を選任しなければならない。

- 2 病院長は主任者に法令で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(主任者の職務)

第9条 主任者は、本院における放射線障害の発生の防止にかかわる監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等への立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 病院長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

(代理者)

第10条 病院長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことが出来ない場合は、その期間中その職務を代行させるため、障害防止法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなけ

ればならない。

- 2 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全委員会)

第11条 本院における放射線障害防止について必要な事項及び放射線安全管理にかかわる事項を企画審議するため、本院に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成及び運営については、別に定める。

(放射線施設等)

第12条 本院に放射線施設における放射性物質等の取扱いの総括組織として放射線部を置く。

- 2 放射線部に放射線診断部門、核医学部門及び放射線治療部門の3部門を置き、それぞれに管理区域を設定する。他の場所に管理区域を設定する場合には、上記3部門のいずれかの分室として管理する。

(放射線施設責任者)

第13条 放射線部長は、放射線施設の責任者（以下「施設責任者」という。）となる。

- 2 施設責任者は、放射線施設の管理業務を統括する。

(診療放射線管理室長)

第14条 本院に診療放射線管理室を置く。

- 2 診療放射線管理室長（以下「管理室長」という。）は、病院長が任命する。
- 3 管理室長は、本院の診療放射線管理室の業務を総括するとともに、主任者を經由して施設責任者及び病院長に放射線管理上必要な意見具申を行うことができる。
- 4 診療放射線管理室の業務及び構成については、別に定める。

(放射線部放射線管理部門長)

第15条 放射線部に放射線管理部門を置く。

- 2 放射線管理部門長（以下「管理部門長」という。）は放射線部長が任命する。
- 3 管理部門長は、放射線部の放射線管理部門の業務を総括するとともに、放射線部長に放射線管理上必要な意見具申を行うことができる。
- 4 放射線部放射線管理部門の業務及び構成については、別に定める。

(施設管理責任者)

第16条 本院に放射線施設の施設、設備を法令の基準に従って維持管理するために、施設管理責任者を置く。

- 2 施設管理責任者は、事務部長をもってあてる。

(施設管理担当者)

第17条 施設管理業務を行わせるため、施設管理担当者を置く

- 2 施設管理担当者は、施設管理責任者が任命する。
- 3 施設管理担当者は、放射線施設について次の業務を行う。

- (1) 放射線施設の保守、管理
- (2) 業務従事者に対する健康診断計画の立案及び実施
- (3) 前2号に関する記録の作成及びその保管

(管理区域責任者)

第18条 施設責任者は、各管理区域ごとに管理区域責任者を任命する。

- 2 管理区域責任者は、担当管理区域において使用される放射線発生装置や放射性物質の主な使用条件を掲示し、放射線障害防止のために必要な措置を行うとともに、管理区域に立ち入る者に対し、放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

(放射線取扱責任者)

第19条 施設責任者は、各管理区域ごとに適切な人数の放射線取扱責任者を任命する。

- 2 放射線取扱責任者は、管理部門長と連携して放射性物質等の適切な取扱い及び放射線安全管理を遂行する。

(放射線業務従事者)

第20条 本院において放射性物質等の取扱業務に従事するものは、あらかじめ、放射線業務従事者として所属の責任者又は人事担当者を通じて管理室長に登録の申請をし、許可を得なければならない。

- 2 登録の実施等については、別に定める。

第3章 管理区域

(管理区域)

第21条 病院長は、放射線障害防止のため障害防止法の定めるところにより管理区域を指定する。

- 2 管理部門長は、次の各号に掲げる以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 放射線業務従事者
 - (2) 見学者等で一時立入者として主任者又は管理部門長が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第22条 管理区域に関する遵守事項については、別に定める。

- 2 管理部門長は、管理区域入口の目につきやすい場所に取扱いに係わる注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 放射性物質等の使用、保管、運搬、廃棄

(取扱基準)

第23条 放射性物質等の取扱い及び管理基準については、別に定める。

(保管状況の調査)

第24条 放射線取扱責任者は、毎年1回以上、所管する放射性同位元素の保管量及び保管の状況調査を行い、核種ごとの保管量及び保管の状況を取りまとめ、その結果を管理部門長に通知しなければならない。

- 2 管理部門長は、前項の通知を受けたときは、その結果をとりまとめ、管理室長を経由して、主任者と施設責任者に報告しなければならない。

第5章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第25条 管理部門長は、安全管理に係る放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第26条 管理部門長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を確認し、記録しなければならない。

- 2 管理室長は、前項の記録を評価した後、診療放射線管理室に保管しなければならない。
- 3 管理室長は、測定結果に異常を認めるときは、主任者を経由して施設責任者に報告し、直ちに適切な措置を取らなければならない。
- 4 第1項の実施については、別に定める。

(個人被曝線量の測定)

第27条 管理部門長は、業務従事者及び一時立入者に対して適切な測定器を着用させ、個人被曝線量を測定し、その結果を記録し、管理室長に提出しなければならない。

- 2 管理室長は、前第1項の測定結果を確認し、保存するとともに、放射線施設における1年間の放射線業務従事者数及び個人実効線量分布を作成し、主任者を経由して病院長に報告しなければならない。
- 3 第1項の実施については、別に定める。

第6章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第28条 病院長は、業務従事者及び一時立入者に対し、東京大学アイソトープ総合センターとの連携の下、この規程の周知を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 教育及び訓練の実施については、別に定める。

第7章 健康管理

(健康診断)

第29条 病院長は、業務従事者に対し、東京大学保健・健康推進本部と連携の下、健康診断を実施しなければならない。

- 2 健康診断の実施については、別に定める。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第30条 病院長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、健康管理医及び主任者と協議の上、健康の保持に必要な措置をとらなければならない。

第8章 記録及び記帳

(記帳及び保存)

第31条 管理部門長は、放射性物質の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、個人被曝、健康診断、教育訓練及び施設等の点検記録等の帳簿を備えなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ、払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ウ 取扱責任者の氏名

(2) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 使用の年月日、目的、方法及び場所
- ウ 使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 保管の期間、方法及び場所
- ウ 保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
- ウ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 廃棄に従事する者の氏名

(6) 個人被曝

- ア 実効線量および等価線量の期間及び量
- イ 算定する者の氏名又は名称および方法

(7) 健康診断

- ア 健康診断を実施した年月日
- イ 問診及び検査の結果
- ウ 健康診断を実施した医師の氏名

(8) 教育訓練

- ア 教育訓練の実施年月日、場所
- イ 教育訓練の項目、時間、用いた資料、講師名
- ウ 受講者の氏名

(9) 施設等の点検記録

- ア 点検の年月日、場所及び項目
- イ 点検に従事した者の氏名
- ウ 結果の適否及び措置内容

3 管理室長は、前項に定める帳簿を定期的に点検し、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行なう場合は廃止日等に閉鎖し、診療放射線管理室に5年間保存しなければならない。ただし、人に関する帳簿は永年保存とする。

第9章 維持及び管理

(巡視・点検)

第32条 管理室長は、管理部門長及び管理区域責任者と連携して、別表1に掲げる項目について、年2回以上放射線施設の巡視・点検を行わなければならない。

2 前項の点検においては、次の項目を記録しなければならない。

- (1) 点検の実施年月日
- (2) 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- (3) 点検を行った者の氏名

(校正・確認校正)

第33条 管理室長は、管理部門長及び管理区域責任者と連携して、排気中の放射性同位元素の濃度を監視するための設備の校正又は確認校正（以下「校正等」）を年2回以上行わなければならない。

2 前項の校正等においては、次の項目を記録しなければならない。

- (1) 校正等の実施年月日
- (2) 校正等の結果及びこれに伴う措置の内容
- (3) 校正等を行った者の氏名

(点検結果の通知等)

第34条 管理室長は、巡視・点検・校正等を終えたときは、その結果を取りまとめ、主任者を経由して施設責任者及び施設管理責任者に報告しなければならない。

2 施設責任者及び施設管理責任者は、前項の報告において、異常が認められたときは、直ちに整備等必要な措置をとらなければならない。

3 施設責任者は、前項の巡視・点検・校正等の結果及び必要な措置をとった場合はその措置の内容を、病院長に報告しなければならない。

第10章 緊急時の措置及び報告

(地震等の災害時における措置)

第35条 地震、火災等の災害が発生した場合には、東京大学医学部附属病院防災規程に定める連絡体制により関係者に連絡するとともに、必要に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て、病院長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第36条 地震、火災その他の災害が発生したことにより、放射線障害が発生又は発生するおそれがある場合（この項において「非常事態」という。）は、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 非常事態を発見した者は、直ちに東京大学医学部附属病院防災規程に定める連絡体制により通知しなければならない。
- (2) 病院長は、前号の通知を受けたときは直ちに火災の消火又は延焼の防止、放射性同位元素による汚染拡大の防止又は除去、関係者以外の立入り禁止又は避難警告等、応急の措置をとらなければならない。

(異常時の措置)

第37条 次の各号に該当する事態が発生した場合には、発見者は、直ちに管理室長又は主任者に通報しなければならない。

- (1) 放射性物質の盗難又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当する時を除く。
 - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
 - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - ロ 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき。
 - イ 放射線業務従事者：5 mSv
 - ロ イ以外の者：0.5 mSv
- (8) 実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばく等異常な被ばくがあったとき。
- (9) 前8号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

第38条 管理室長又は主任者は、前条の通報を受けた場合には、必要な指示を与え対策を講じるとともに、直ちに病院長に報告する。

第39条 病院長は、前条の報告を受けた場合には、直ちに放射性同位元素等関係緊急連絡網により東京大学環境安全本部放射線管理部等の学内関係機関及び学外関係機関にその概要を報告しなければならない。

(報告)

第40条 病院長は、第37条の異常事態が発生した場合には、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を発生の日から10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

(一般報告)

第41条 管理室長は、第24条第2項、第27条第3項、第34条第2項、の報告に基づき、障害防止法施行規則第39条第3項に定める放射線管理状況報告書を、毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の放射線管理状況報告書を、毎年6月30日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

第42条 管理室長は、特定放射性同位元素に係る以下の行為を行なった場合、行為を行なったから15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(1) 輸入、受入れ又は払出し

(2) 前述の報告を行なった特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合

2 管理室長は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度6月末日までに行う。

第11章 罰則等

(罰則等)

第43条 病院長は、この規程に違反した者に対して、放射性物質等の取扱停止等を命じることができる。

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

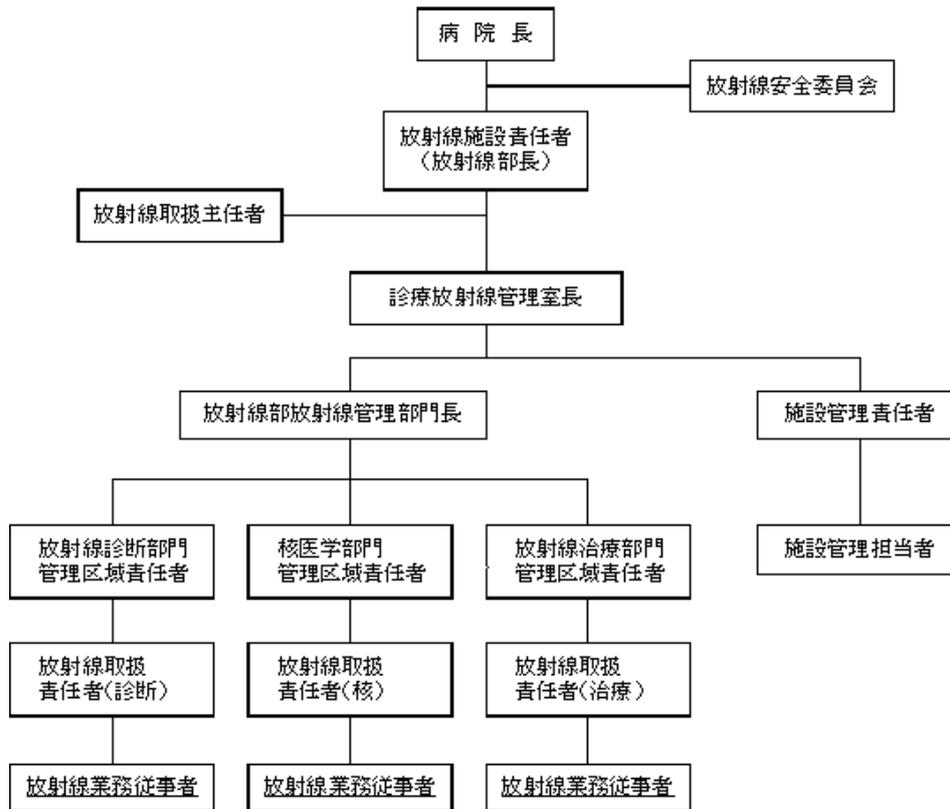
この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別図

放射線取扱・管理組織



別表1 巡視点検項目及び自主点検項目

点検項目
① 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する事項
② しゃへい壁、しゃへい物等に関する事項
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項
④ 排気設備の構造、能力等及び各種装置との連結状態に関する事項
⑤ 排水設備の構造、能力及び洗浄設備等との連結状態に関する事項
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の設備に関する事項
⑦ 標識及び注意事項に関する事項
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器、b. 除染用具、 c. 自動表示装置、d. インターロック等
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項